

目

次

8月9日（火曜日）第1号

○ 議事日程.....	1
○ 本日の会議に付した事件.....	2
○ 出席議員.....	4
○ 欠席議員.....	4
○ 説明のため出席した者の職氏名.....	4
○ 職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	4
○ 開　　会（午前10時00分）.....	5
○ 日程第1　会議録署名議員の指名について.....	5
○ 日程第2　会期の決定について.....	5
○ 日程第3　報第7号から日程第10　議第65号まで.....	5
平野市長提案説明.....	6
○ 日程第11　質　　疑（報第7号及び報第8号、議第60号から議第65号まで）.....	8
13番　寺町知正議員質疑.....	8
梅田水道部長答弁.....	8
13番　寺町知正議員質疑.....	9
梅田水道部長答弁.....	10
13番　寺町知正議員質疑.....	12
平野市長答弁.....	12
9番　影山春男議員質疑.....	12
垣ヶ原総務部長答弁.....	12
9番　影山春男議員質疑.....	13
垣ヶ原総務部長答弁.....	13
13番　寺町知正議員質疑.....	13
○ 休　　憩（午前10時34分）.....	13
○ 再　　開（午前10時34分）.....	13
垣ヶ原総務部長答弁.....	13
15番　中田静枝議員質疑.....	13
船戸企画部長答弁.....	14
15番　中田静枝議員要望.....	15

○休	憩（午前10時40分）	15
○再	開（午前10時40分）	15
	船戸企画部長答弁	15
	15番 中田静枝議員質疑	15
○休	憩（午前10時41分）	15
○再	開（午前10時41分）	15
	15番 中田静枝議員質疑	16
	船戸企画部長答弁	16
	13番 寺町知正議員質疑	16
	船戸企画部長答弁	17
	13番 寺町知正議員質疑	17
	船戸企画部長答弁	18
	13番 寺町知正議員質疑	18
	船戸企画部長答弁	19
	1 番 吉田茂広議員質疑	19
	助役答弁	20
○日程第12	討 論（議第60号から議第65号まで）	20
○日程第13	採 決（議第60号から議第65号まで）	21
○閉	会（午前10時58分）	22
○会議録署名者		22

平成 17 年第 2 回

山 県 市 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号 8 月 9 日（火曜日）

○ 議事日程 第 1 号 平成 17 年 8 月 9 日

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報第 7 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について

日程第 4 報第 8 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について

日程第 5 議第 60 号 平成 17 年度山県市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議第 61 号 平成 17 年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議第 62 号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について

日程第 8 議第 63 号 有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約の変更について

日程第 9 議第 64 号 有線テレビ施設整備（伝送路第 1 工区）工事請負契約の変更について

日程第 10 議第 65 号 有線テレビ施設整備（伝送路第 2 工区）工事請負契約の変更について

日程第 11 質 疑

報第 7 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について

報第 8 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について

議第 60 号 平成 17 年度山県市一般会計補正予算（第 2 号）

議第 61 号 平成 17 年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第 2 号）

議第 62 号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について

議第 63 号 有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約の変更について

議第 64 号 有線テレビ施設整備（伝送路第 1 工区）工事請負契約の変更について

議第 65 号 有線テレビ施設整備（伝送路第 2 工区）工事請負契約の変更について

日程第 12 討 論

議第 60 号 平成 17 年度山県市一般会計補正予算（第 2 号）

	議第61号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
	議第62号	山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
	議第63号	有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約の変更について
	議第64号	有線テレビ施設整備（伝送路第1工区）工事請負契約の変更について
	議第65号	有線テレビ施設整備（伝送路第2工区）工事請負契約の変更について
日程第13	採 決	
	議第60号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第2号）
	議第61号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
	議第62号	山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
	議第63号	有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約の変更について
	議第64号	有線テレビ施設整備（伝送路第1工区）工事請負契約の変更について
	議第65号	有線テレビ施設整備（伝送路第2工区）工事請負契約の変更について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について	
日程第2	会期の決定について	
日程第3	報第7号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について
日程第4	報第8号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について
日程第5	議第60号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第2号）
日程第6	議第61号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議第62号	山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
日程第8	議第63号	有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約の変更について
日程第9	議第64号	有線テレビ施設整備（伝送路第1工区）工事請負契約の変更について
日程第10	議第65号	有線テレビ施設整備（伝送路第2工区）工事請負契約の変更について

日程第11 質 疑

- 報第7号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 報第8号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 議第60号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第61号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第62号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 議第63号 有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約の変更について
- 議第64号 有線テレビ施設整備（伝送路第1工区）工事請負契約の変更について
- 議第65号 有線テレビ施設整備（伝送路第2工区）工事請負契約の変更について

日程第12 討 論

- 議第60号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第61号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第62号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 議第63号 有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約の変更について
- 議第64号 有線テレビ施設整備（伝送路第1工区）工事請負契約の変更について
- 議第65号 有線テレビ施設整備（伝送路第2工区）工事請負契約の変更について

日程第13 採 決

- 議第60号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第61号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第62号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 議第63号 有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約の変更について
- 議第64号 有線テレビ施設整備（伝送路第1工区）工事請負契約の変更について
- 議第65号 有線テレビ施設整備（伝送路第2工区）工事請負契約の変更について

○出席議員（２２名）

１番	吉田茂広君	２番	尾関律子君
３番	横山哲夫君	４番	宮田軍作君
５番	田垣隆司君	６番	村瀬隆彦君
７番	武藤孝成君	８番	河口國昭君
９番	影山春男君	１０番	後藤利弘君
１１番	谷村松男君	１２番	横山善道君
１３番	寺町知正君	１４番	渡辺政勝君
１５番	中田静枝君	１６番	藤根圓六君
１７番	村橋安治君	１８番	藤垣邦成君
１９番	小森英明君	２０番	村瀬伊織君
２１番	大西克巳君	２２番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林罔之君	総務部長	垣々原正仁君
企画部長	舩戸時夫君	市民部長	長屋義明君
保健福祉部長	土井誠司君	産業経済部長	松影康司君
基盤整備部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	総務部次長兼企画部次長	和田真吾君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林宏優	書記	棚橋和良
書記	堀達也		

午前10時00分開会

- 議長（小森英明君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達していますので、平成17年第2回山県市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（小森英明君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、10番 後藤利利君、16番 藤根圓六君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定について

- 議長（小森英明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議がありますので、会期については本日1日とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、会期については本日1日と決定いたしました。
-

日程第3 報第7号から日程第10 議第65号まで

- 議長（小森英明君） 日程第3、報第7号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第4、報第8号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第5、議第60号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第2号）、日程第6、議第61号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）、日程第7、議第62号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について、日程第8、議第63号 有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約の変更について、日程第9、議第64号 有線テレビ施設整備（伝送路第1工区）工事請負契約の変更について、日程第10、議第65号 有線テレビ施設整備（伝送路第2工区）工事請負契約の変更について、以上8議案を一括議題といたします。

平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

○市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成17年第2回臨時会を招集しましたところ、大変暑い中、また御多忙の中を御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

昨日は、衆議院が突如として解散となり、9月11日の投票日まで、熱い選挙戦が展開されることとなりました。

また、一方、第87回全国高等学校野球選手権大会岐阜大会では地元山県高校が大変活躍されまして、ベスト4まで進出し、山県の名声を高めていただきましたことは大変ありがたいことでございました。感謝いたしております。今後とも、甲子園を目指してさらなる御躍進を期待している次第でございます。

また、先週8月3日にはアメリカのフローレンス市から表敬訪問を受けました一方、本市の中学生25名が8月3日にオーストラリア研修へ出発し、本日帰ってくる予定でございます。

また、7日の日曜日には、第54回岐阜県消防操法大会で本市消防団第4分団が日ごろの訓練の成果を十分に発揮し御健闘をいただきました。大変御苦労さまでございました。

また、同日、いじら湖夏まつり2005も盛大に開催されました。議員各位を初め、多くの市民の皆さんの御来場をいただきました。厚く御礼申し上げる次第でございます。

こういった中で、この山県市の発展のために今後とも全力を傾注してまいり所存でございます。

さて、本日御提案いたしております議案は、報告案件2件、予算案件2件、契約案件4件の計8案件でございます。ただいまから、この概要につきまして順次御説明を申し上げます。

資料ナンバー1、報第7号及び資料ナンバー2、報第8号の損害賠償の額を定めることにつきましての専決処分につきましては、いずれも公用車による交通事故に関するものでございまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づきそれぞれ本年7月12日と8月2日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。詳細につきましてはお手元の資料に記載されておるとおりでございます。

続きまして、資料ナンバー3、議第60号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に625万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を139億3,361万5,000円とするものでございます。内容につきましては有線テレビ施設整備工事の増額に伴う地域情報化事業特別会計への繰り出し金で、これに伴う財源は普通交付税625万7,000円を計上いたしておるところでございます。

次に、資料ナンバー 4、議第61号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に9,815万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を18億7,681万1,000円とするものでございます。内容につきましては有線テレビ施設整備工事に係るケーブル敷設に伴う中部電力及びN T Tの電柱共架のための電柱改修費等の工事請負費等を補正するものでございまして、歳入につきましては一般会計からの繰入金及び合併特例債を計上いたしております。

次に、資料ナンバー 5、6、7、8の4件につきましては、いずれも契約案件でございまして、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるもので、順次御説明を申し上げます。

資料ナンバー 5、議第62号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に関する協定の締結につきましては、平成17年度から平成18年度にかけての高木字戸羽地内で建設する公共下水道の終末処理場高富浄化センター(仮称)の建設工事を委託することに関する仮協定を随意契約によりまして8月3日に日本下水道事業団と締結いたしました。これに係る本契約の締結について御審議をお願いするものでございます。

次に、資料ナンバー 6、議第63号 有線テレビ施設整備(機械設備)工事請負契約の変更につきましては、平成16年度第3回定例会において議決をいただいておりますものでございまして、テレビ局舎に自家発電機を設置するほか、加入者数確定によるケーブルモデム数が確定したため、請負契約金額を変更しようとするものでございます。

次に、資料ナンバー 7、議第64号 有線テレビ施設整備(伝送路第1工区)工事請負契約の変更につきましては、同定例会において議決をいただいておりますものでございますが、ケーブルの敷設に伴う中部電力、N T Tの電柱へ共架するための電柱改修費用が確定したほか、電源供給機監視用ケーブルを敷設するため、請負契約金額を変更しようとするものでございます。

次に、資料ナンバー 8、議第65号 有線テレビ施設整備(伝送路第2工区)工事請負契約の変更につきましては、同定例会において議決をいただきましたものについて、伝送路第1工区と同様、ケーブルの敷設に伴う中部電力、N T Tの電柱へ共架するための電柱改修費用が確定したほか、電源供給機監視用ケーブルを敷設するため、請負契約金額を変更しようとするものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案につきまして概要を御説明申し上げましたが、十分な御審議を賜りまして適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（小森英明君） 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。
-

日程第11 質疑

- 議長（小森英明君） 日程第11、これより、報第7号、報第8号及び議第60号から議第65号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） それでは、まず、資料の5、議第62号ですけれども、浄化センターの建設に関する委託契約、これについて担当部長にお聞きします。

たまたま、私、6月議会の一般質問でお聞きしていますので概要は承知しているつもりですし、ここの場でお答えがありました。それを前提にお聞きしますけれども、今回の浄化センター建設というのは、ことし、来年あたりを第1期の工期とし、およそ10年後に第2期が完了するという、2つに分けるという事業だというふうに理解しています。

そこで、今回、今の市長の説明でも今年度、来年度というふうに短期の工事だという説明がありました。それで、手続的に、この短期の契約、それから2期目も別の契約と、そういう方法でいくということが1つ考えられますし、あるいは、センターは1つの施設ですから、これを1回でまとめていくというのも1つの合理性があるようには考えられるんですが、今回、短く切った、そのことによる、どういう理由かということが当然出てきます。それで、まとめていった場合と今回のように小さく切った場合のメリット、デメリット、それから実際に山県は今回短く切る方を選んだという理由、そのことをお聞きしたいと思います。

それから、次に、今回の協定は2期目の最後までということを実業団と結ぶわけですが、最後まで実業団といくということなのか、あるいは2期目はまた違うところがあり得るという市のスタンスなのかということ、それについてもお聞きします。

以上、お願いします。

- 議長（小森英明君） 梅田水道部長。
- 水道部長（梅田修一君） ただいまの寺町議員の御質問にお答えをいたします。

まず、御質問の第1点目、単年度協定を結ぶ理由でございます。

浄化センターの建設工事につきましては、実業団と委託協定を結ぶ場合、浄化センター完成までの工事について一括で協定を結ぶ基本協定方式と年度ごとに発注する工事について協定を結ぶ単年度協定方式がございます。どちらを選ぶのかは市の判断となります。一括の協定の基本協定方式の場合は、合理性はございますが浄化センター完成まで

に長期を有することから事業費が概算となり、諸事情により最終的に調定額に大きな変更が生ずる場合も考えられます。これに比べて単年度協定方式は年度ごとに発注する工事についての協定となることから施工に当たって大きな変更要因がない限りほぼ正確な事業費による協定となります。市といたしましては、議会で審議をしていただく上でもより正確な事業費による協定とすべきと判断をいたしまして、単年度協定を採用いたしました。参考までに事業団の平成15年度から平成17年度までの3カ年の岐阜県下の受託実績は30協定ございまして、このうち単年度協定を採用しているのが24協定と8割を占めております。それが第1点目の御質問に対する答弁でございます。

次に、今年度は事業団と協定を結びましたが、最後まで事業団と協定を結んでいくのかというような御質問であったかと思えます。

現在のところ、来年度はどうなるかということはありませんけれども、その時点において、業者選定委員会におきまして、事業団に委託するメリット、これは考慮されるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） まず、今の答えのうち最後の方ですけれども、私がお聞きしたかったのは、施設自体は、1期、2期、約10年にわたるということは間違いはない。それに対して、今の答えですと業者選定委員会である程度考慮される部分もあるということですが、もう少し明確にどう考えたらいいのかというところを執行者として示していただきたいと思えます。

それから、具体的に今回仮協定ということで案を示していただいていますけれども、その中のことについてお尋ねしますけれども、8条の3項の2号ですけれども前払い金という言葉が出てきます。これは額面どおりいいますと仕事をする前にお金を払うのかなというふうに思うのですが、これはまず通常一般の方法であるのかということ、それから、仮に前払いをするとすると、市は、時期とか額とか方法、どのような形で払うというつもりなのかということなんです。

それから、13条についてですけれども、13条の2項1号で、損害賠償というところの定めですけれども、1号では15%ということが協定書の下から2行目に出てきますね。15%は割と厳しいラインかなという認識を持っていますけれども、これに関してお聞きします。さらに、関連として、13条2項の4号が右側に出てきますけれども、この4号では、8.25%の遅延損害金と、遅延利息金ですか、それがつくような契約になるということですね。この点ですけど、まず、1号の、15%を賦課する、その場合に、どういう

場合かというところも次の１号のイ、ロ、ハに書いてありますね。協定書の右側の上です。イは当然見てわかるんですが、公正取引委員会の課徴金など、それからロは刑事罰の確定と、一般的にもここはよくわかるのですが、では、次のハですけれども、ハのところに、その他当該工事請負契約に関し入札談合があったと認められるときという非常に抽象的な表現であり、受取方によってはどうにでもとれるということなんですね。どうにでもとれるということは行政側の執行の方法によっては何も問わないともとれるのですが、この部分を協定に入れるという市の基本的な認識はどういうことなのか、談合があったと認められるときというのはどのように定義づけているのかというところを示していただきたい。

それから、もとの１号の部分の１５％についてですけれども、この１５％、それなりに高いと評価していますけれども、これは全国的な位置づけとしてはどのような位置づけをしていいのかということ、あるいはさらに中部地区で見たらどうかということ、それから、先ほども岐阜県の例がありましたので、岐阜県内でどういうふうに位置づけたらいいのかというところ、そういった比較を示していただきたい。これは６月議会の答弁でも他の市町村を調べてみますということの結果ですのでお聞きしたいと思います。

それから、同じく遅延損害金の８.２５％、これについてもそういった比較をお願いしたい。そういうことでお願いします。

○議長（小森英明君） 梅田水道部長。

○水道部長（梅田修一君） 寺町議員の再質問にお答えをいたします。

まず、第１点目ですが、次年度以降の事業団との協定がどうなっていくかということですが、先ほどの答弁でその時点で業者選定委員会において事業団へのメリット等が考慮されるのではないかという話をさせていただきました。この件につきましては第２回定例会におきまして寺町議員から御質問いただきまして、答弁をさせていただいた中で事業団に委託した場合のメリットを述べさせていただきました。

事業団においては非常に多くの実績を持っておりまして、また県内でも約７割の業務を受託しております。また、豊富な経験及び技術を有する職員を多数有しておりまして信頼がございます。また、施設完成後におきます事後点検、初期運転指導、維持管理の技術援助、これも重要な点になってきますけれども、機能診断などの各種サービスを実施しておりまして建設工事から維持管理への移行を円滑に行うことができるということと、もう一つは、建設工事のコスト縮減に積極的な取り組みがされておりまして、建設費用の縮減、こういったことにも成果を上げておるといような点も述べさせていただきました。

もし事業団以外でこれ以上のメリットを持ってこの受託業務ができる業者があればその業者に委託することになるかと思いますが、事業団以外でこれ以上のメリットを持って受託業務ができる業者がなければまた事業団になる可能性も高いのではないかというふうに思っております。

それと、委託協定の中で損害賠償に関する御質問がございました。

まず、15%にした理由でございます。東日本管内で事業団が受託しております87の県及び市町村の談合に係る損害賠償金額の例は、契約金額の10%が全体の84%に当たる73、契約金額の20%が16%に当たる14となっております。また、愛知、岐阜、三重、静岡の中部4県の42の県及び市町村の損害賠償金の額はすべて契約金額の10%となっております。山県市としましては、談合に係る損害賠償金の額の例としては契約金額の10%が圧倒的に多いわけですが、談合を防止するための対応策の強化を図ることを目的として率を15%とさせていただきます。

次に、遅延利息8.25%の理由でございます。これは、請負者が前払い金の使途違反をした場合、山県市公共工事前金払い事務取扱要綱に定めるところによる前払い金の返還に伴う遅延利息の率を8.25%と定めております。それを根拠といたしまして、この遅延利息の率を8.25%といたしております。他市町村の例でございますけれども、先ほどの事業団が東日本管内で受託をしており県及び市町村の例を87で申し上げましたが、この中で遅延利息の率を8.25%と定めておりますのが56ございまして65%、それから年3.6%で定めておりますのが20ありまして23%、あと年9.75%が8あります。これが9%。あと、5%、8.5%、9.85%、この3つの率を定めておりますのが各1市町村ずつございます。

それから、前払い金の件につきまして御質問がございましたが、前払い金につきましては山県市公共工事前金払い事務取扱要綱により処理することとなります。したがって、業者から請求があれば前払い金を支払うこととなります。額につきましては、1億5,000万円以下が10分の4、1億5,000万円を超える部分については10分の3となります。参考までに、浄化センター建設工事に関する事業団との委託協定の場合はすべて前払い金の支払いが行われておることとなります。

それと、この協定書の中で、損害賠償特約が適用される場合、その他当該工事請負契約に関し入札談合があったと認められるときという表現でございますけれども、御質問のとおりなかなか明解な定めではないと考えております。確かに、イにつきましては完全に課徴金の納付命令が出ておるという場合、ロにつきましては刑が確定したときですので関係者が逮捕されたときとかこういったこととなりますが、特に八につきましてはど

ういう場合があるかということにつきましては、もしこれ以外でこの入札談合に関し確実に認められるというようなことがございましたらこれを適用するということになりますけれども、原則イとロによって判断をされるというように解釈をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 今お答えいただきました損害賠償については15%で、私は、全国状況を見ると高い方だと。それは、遅延利息の8.25もここで適用しているということも含めてそれなりに高いペナルティーを示しているというふうには理解しました。

それで、市長にお聞きしたいのですけれども、今の最後の答弁で、公正取引委員会の課徴金の確定、あるいは刑事罰の確定、それ以外のファジーな場合の入札談合があったと認められるときというのは、最終的には市長の判断になるだろうと思うんです。そこで市長にお聞きしたいわけですが、今の部長の答弁ですと、確実に認められるときということであろう、しかしイとロが主体ではないか、原則ではないかということでしたが、一応協定の中に八としてかなりな裁量の部分を盛り込むということで、市長としてはどのような方針で臨むのか。例えば、新聞報道から始まっていく、公取が動く警察が動くということがよくありますね。そういったようなときにどうするのかということ、そういう具体的な場合、それから市長の基本姿勢としてどうかということ、2点お答えください。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

ただいまの御質問の趣旨は十分述べられておりますが、私としましては、このイとロにあるようなはっきりしたものでなしに、その他いろんな問題があって、こういった情報があったとき十分に審査し対応するためにもこの八の条項を必要だということで設けておりますし、そういうことがあった場合には的確に対応していくということが基本姿勢でございますのでよろしくお願いします。

○議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

影山春男君。

○9番（影山春男君） 7、8の専決処分についてお尋ねします。こういう保険で市は対物保険に入っていないのですか。

○議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） 任意保険に加入しております。入っております。

○議長（小森英明君） 影山春男君。

○ 9 番（影山春男君） 専決処分は結構ですが、一般に事故というと車だと気をつけていても相手からぶつかってくることはありますが、これを見ても 2 件とも車だとか車庫だとか本人の単純な不注意から起きています。一般的に許しているのですか。また、指導はしているのかその点お聞きします。

○ 議長（小森英明君） 総務部長。

○ 総務部長（垣ヶ原正仁君） 事故を起こしたときには事故報告書を出していただきまして、その責任の分担区域とか、あるいはまた額の大小等によりましてそれぞれ処分をしております。嚴重注意とかというようなことがあるわけですが、そのようなふうにしています。議会のたびごとにこういう案件が出てくるといことは非常にみっともない話でございますので、助役名あるいは総務部名で皆さんに注意を喚起しておることも事実でございます。

○ 議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

○ 1 3 番（寺町知正君） 今の総務部長の答えに関連してというか専決の議案ですけど、報 7 号、これ、6 月 20 日となっているんですけど、6 月 20 日というのはどういう公務でこうなったのかというところをちょっとお聞きしたいんですが。

○ 議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 34 分休憩

午前 10 時 34 分再開

○ 議長（小森英明君） 会議を再開いたします。

総務部長。

○ 総務部長（垣ヶ原正仁君） 滞納整理のときです。

○ 議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

中田静枝君。

○ 1 5 番（中田静枝君） 議第 63 号の方なんですけれども、工事請負契約の変更についてなんです、加入者確定によるケーブルモデムの増減などについては加入者の確定によるということで理解できるんですけども、そのほかの工事の増ということで幾つかあるわけですが、当初予算との関係でどうなっているかということと、それから、電源供給機の監視用ケーブル工事につきましてはどうしてもつけなくちゃならないものなのかなというふうにちょっと疑問が生じますのでその理由、そこら辺を説明していただきたいというふうに思います。

- 議長（小森英明君） 船戸企画部長。
- 企画部長（船戸時夫君） 中田議員の63号の第2工区……。
- 議長（小森英明君） 中田静枝君。
- 15番（中田静枝君） 63号、64号、65号でお願いしたいと思います。
- 議長（小森英明君） 船戸企画部長。
- 企画部長（船戸時夫君） それでは、提案させていただいております63号から65号までにつきましてそれぞれ説明させていただきます。

まず、63号の機械設備につきましては、テレビ局舎に現在自家発電機がないということでございます。今度、エリア拡張したことによりまして、伊自良、美山へも送信をするということで、停電の場合には電波が、放送が送れないというおそれが生じますので、そのために局舎に自家発電機を設置いたしますし、また、美山支所にはサブセンターを設けましたので、それに伴う空調設備の改修等を行っております。それで増額になっておりますし、機械設備におきましてはケーブルモデムを各加入者の方に配付ということでございますが、こちらにつきましては約1,600世帯ほど加入見込みが減ったということからモデム数の減をいたしております。

次に、第1工区の工事につきましてでございますが、約3,900万ほど増額をお願いするわけでございますが、まず、ケーブルをそれぞれ中電並びにN T Tの電柱に共架をお願いするわけでございますが、この金額が確定したことによりまして第1工区におきましては700万ほどお願いをしております。そのほか減額のものとしたしましては加入者確定によりまして引き込み工事費の減というものを約1,800万ほど見ております。また、そのほか、電源供給機監視用ケーブルでございますが、この必要性についてでございますが、まず、金額につきましては第1工区で1,700万ほどの増額でございます。これにつきましても、ケーブルで電波を送るわけでございますが、その電波を送るために途中途中で電気で送らなければならないためにアンプを設けます。そのアンプが故障するということになりますとその地域一帯がテレビが映らなくなるということがございまして、現在のC C Yにおきましてもそのような状況が多々発生いたしております。今後エリアが拡大することによりまして、即時対応ができるために局舎の方で集中管理をするためにどこのアンプが故障したということが即時にわかるようなためにこういうものをつけさせていただくということで約1,700万をお願いするものでございます。

第2工区におきましても、特に中電、N T T柱につきましては4,600万ほどの増でございますが、特にこちらにつきましては新規で伊自良、美山の方でございますので、中電柱並びにN T T柱にケーブルを転架することということで、その改造費ということで4,600

万ほどお願いいたしております。

電源供給機監視用ケーブルにつきましては1,000万ほどの増でございますし、加入者確定による引き込み工事につきましては1,400万ほどの減というようなものでございます。主立ったものはそのように計上させていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（小森英明君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 当初予算との関係について。

○議長（小森英明君） 当初予算の関係についてだそうですけど。今の件について、中田静枝君、よろしいですか。

○15番（中田静枝君） はい。例えば加入者のケーブルモデムの件だとかというのは当初予算に予算化されておりましたわね。その変更だと思うんですけど、そのほか自家発電とか空調施設とか今の電源供給機の監視用ケーブルなんかについてはどうだったのかなというふうに思いますが。最初の設計に入っていたかいなかったかという……

○議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（小森英明君） 会議を再開いたします。

企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 今回変更でございますので、当初から工事の内容として入っております、その増減のものもありますし、電柱の共架に伴うものにつきましては新たに発生してきたものでございます。

以上です。

○議長（小森英明君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） ごめんなさい、再質問というわけじゃないんですけど、もうちょっと詳しく。電柱だけですか。新たに……。

○議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○議長（小森英明君） 会議を再開いたします。

中田君、再質問をどうぞ。

○ 15 番（中田静枝君） 再々というか、再とか再々とかじゃなくて、私、最初に当初の予算との関係をきちんと質問しているわけですから、それについて答弁がきちんとされなかったということでお尋ねしなきゃならない状況になっているので、再とか再々とかという問題じゃないというふうに思いますけど。

○ 議長（小森英明君） そういうときに再質問をしてください。

企画部長。

○ 企画部長（舩戸時夫君） ただいま申し上げましたように、電柱の転架に伴う4,600万または700万等につきましては今回発生したもので当初には計上いたしておりませんが、ほかのものにつきましては数の増減等に伴いまして変更している分が主立ったものでございます。

以上です。

○ 議長（小森英明君） ほかに。

寺町知正君。

○ 13 番（寺町知正君） それでは、今と同じ議案ですけれども、テレビ関係、特に、まず補正予算との関係、額も絡みますのでほとんどの議案に関係するということでお聞きします。

今の企画部長の答弁にもありましたし、事前に審査の資料ということではいただいている説明などを見ても思うんですけど、まず、先ほどの第1工区に関して、例えば電柱の改修で700万、それから監視ケーブル1,700万増、それから引き込みの減で1,800万予算が減ったと。これ、足し算すると600万円減なんですけど予算は3,900万ですね。そうすると、資料でも今の答弁でも非常に大きな3,300万の説明がないわけですけど、ちょっとこれはおかしいなと思います。

それから、同じく第2工区でも、電柱改修が4,600万で監視ケーブルが1,000万ですか、これが増、それから減が加入者減で1,400万、差し引きすると4,200万ということで、予算は6,200万だからやはり2,000万ぐらいが説明がないということで、非常に大きな部分の資料の提供あるいは答弁がないということですのでこの説明をいただきたいということですね。

それから、中電やN T Tの電柱改修ということですが、これは市が中電とかN T Tの電柱を改修するものというふうに受け取りますが、そうすると1本当たりの市が負担する改修費というのはおよそどれぐらいなのかというところですね。

それと、もう一つ、先ほどの答弁とも関連しますが、監視ケーブルというのは当初の説明ではなかったと私は理解しているんです。そうすると、当初の実施設計の中にな

かったものを新たに加えるのではないのかというふうに私は理解するんですが、どうも先ほどの答弁は当初予算にあったものの額の変更だということを今おっしゃられましたけど、どちらなのでしょう。

○議長（小森英明君） 船戸企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 寺町議員の御質問の伝送路の関係でございますが、ここには契約の内容の概要ということで主立ったものを挙げさせていただいております。まだ金額的に合わない部分がございますが、設計書の専門用語でやり出し金具ということで、電柱に腕木といいますかそういうものをつけるわけでございますが、それとか、あと電柱に共架するための附属品のバンド等々、そういったもので約4,000万ほど、これは第1工区でございますが増額になっておりますし……。

○13番（寺町知正君） 済みません、幾らか聞こえなかったんですが。

○企画部長（船戸時夫君） 4,000万ほどです。あとまだほかにもろもろなものとして数は出てきますので主立ったものとして挙げておりますので、単純にこの3,900万という数字にはなりませんので御理解賜りたいと思います。

第2工区におきましては、やり出し金具等につきましては2,300万ほどの増額をお願いしております。

そして、電柱の改修でございますが、電柱もいろんなタイプがあるわけでございますが、一番金のかかるトランスが乗っておる電柱につきましては1本当たり約30万ほどの改修費が必要だということでございます。

最後に監視ケーブルの関係でございますが、先ほどの中田議員の中では発言いたしましたが、これも今回新たに追加をさせていただいておりますので当初の設計の中にはなかったということですので御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは今の答弁に関連して再質問しますけれども、中電やN T Tの電柱改修というのは、当然当初からこういう事業は電柱を使っていくという場合は想定されるはずのことなんですけれども、そうすると、15年度に、日本農村情報システム協会、ここに委託して、およそ3,300万ですか。もろもろを足して5,000万ぐらいというふうに理解していますけど、そこで実施設計ができてきたわけですね。議会にもこういう冊子として配られていますし、それから設計書、私も情報公開でいただいていますけど、そういったところに入っているべきものだというふうに理解するんです。それがどうも、今の説明では新たに出てきた分、あるいは非常に高い、あるいは数の多い

分として追加せざるを得ないというふうに受け取れるわけです。そのあたりを考えるとどうも当初の実施設計自体が不十分ではなかったのかというふうに受け取れるわけですが、その点についていかがでしょうか。これは、観点を変えると、その当時の実施設計で見積もられた額、いわば入札にかかった額の中に発注されているものが重複してまた今度請求されていないのかという懸念と非常に近い問題がありますので、その点、どうなのでしょう。

それから、もう一つ、監視ケーブルについて、当初の実施設計でそういう発想がなかったものを今入れるということであるなら、それなりの必然性が、必要性がなければいけないわけですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（小森英明君） 企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 中電、N T T柱の改修につきましては、当初の段階ではどの電柱に転架するということはまだ確定いたしておりませんでした。こういう工事につきましては、加入者確定に伴いまして請負者の方で必要な電柱を調査いたしまして、それから市の方から中電、N T Tへ申請するということからこのような大きな金額が発生したものでございまして、電柱の改修に伴う費用につきましても当然中電の設計が必要でございまして、こちらで設計ができるものではございませんので当初の設計の中には入っておりませんので重複しておることはございません。

続いて監視ケーブルの必要性でございますが、先ほども述べさせていただきましたとおり、アンプの故障等にすぐ対応するために、職員も現状体制でございますので少ない人数で対応するという事で、即座に対応しないと場合によっては1日も2日もテレビが見れないという状況が発生しますので、そういうことをなくすために、サービスの低下につながらないためにこういうものができているということで新たに設けさせていただいておりますので御理解賜りたいと思います。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 今の2点について再々質問ですけれども、まず、加入者が確定しないとどこの電柱がどうか確定しないと、それからだということはわかりました。当初と重複していないということもそれを聞けばわかるんですね。とすると、逆に、加入者が確定したら幾らぐらい改修などの費用、共架関係がプラスになるかというのは大体の想定はできるはずですよ、実施設計の段階で。だから、実施設計の額の中に盛り込むことはできないとしても、例えば議会への説明では、加入者によっては5,000万ぐらい増える、あるいは、今回のもろもろを入れると、いろんなやつが増えたのが1億ぐらいですけど、これぐらい増えますよということが執行者に事業者から説明があり、議会

にも加入者によってこれくらい増えるかもしれませんよという説明がないと事業自体が見えてこないわけです。今回当初予算が合わせて33億でしたか。そこに何だかんだいって1億近く今回補正するということになりますと大きな変更なので、当初の設計事業者から市の方に、こういう可能性がありますよ、答弁のとおり当然確定すればそうなるわけですから、その説明が議会にもされるべきじゃなかったかなと思うんですが、その点、今後のこともありますのでいかがでしょうか。

それから、もう一点、監視ケーブルがそれほど重要であるなら、やはりもとに戻ってなぜ実施設計で入っていないのか。それは事業者なのか市の方の発注の仕方の問題なのかわかりませんが、それについてやはりこういう事業をやるに当たって見込みが甘いのではないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（小森英明君） 企画部長。

○企画部長（舩戸時夫君） 特に今回お願いしております、この中電、N T Tの改修費につきましては、こちらで設定するわけでございませので、そのあたりの金額が、例えば、先ほど、私、トランスが乗った電柱の建てかえが1本30万ということを申し上げました。例えば支線だけ引っ張る場合は約2万円ほどで済むわけでございますが、どの電柱を建てかえるとかどれに支線が必要だということは私の方もコンサルの方もこれはわかりませんのでこのようなことになりましたので御理解賜りたいと思いますし、監視ケーブルにつきましても、先ほど申し上げたとおり、いろいろコンサル等々協議をしてきた結果、住民サービスの低下を招かないというようなことで追加をさせていただいておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

吉田茂広君。

○1番（吉田茂広君） 通告しておりませんがよろしいでしょうか。

○議長（小森英明君） よろしいです。どうぞ。

○1番（吉田茂広君） 議第62号について質問いたします。

水道部長にお尋ねするのがいいのか、総務部長にお尋ねするのがいいかわかりませんが、そもそも今回この仮協定につきまして議会の中で協定書の中身まで審議をされたということは初めてのことでないかと思いますが、その協定書の中身が審議されるに至った経緯といたしますか、そこらあたりの事情を御説明いただきたいと思います。

もう一点。今回は、この協定書の中身、資料の5 - 1というふうに出されましたけれども、今後例えば市が契約をする際に仮協定などを結ぶ場合、同じようにこういうような協定書を一緒に資料として提出されるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

- 議長（小森英明君） 嶋井助役。
- 助役（嶋井 勉君） 吉田議員の御質問にお答えします。

先日議会運営委員会が開催されましたが、その後にこの資料の問題につきまして御審議されまして、その結果議会運営委員会として今回この協定書を議案と一緒に全員に配付してくれということで要望もございましたし決定されましたので、そういうことで御送付させていただいた、こういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

- 1番（吉田茂広君） もう一点、今後。
- 助役（嶋井 勉君） 今後はまた議会運営委員会等で御審議賜りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（小森英明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、報第7号、報第8号及び議第60号から議第65号までの質疑を終結いたします。

報第7号及び報第8号の損害賠償を定めることについての専決処分については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので御承知願います。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第60号から議第65号までは会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、議第60号から議第65号までは委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第12 討論

- 議長（小森英明君） 日程第12、これより議第60号から議第65号までの討論を行います。
最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。

これをもちまして、議第60号から議第65号までの討論を終結いたします。

日程第13 採決

- 議長（小森英明君） 日程第13、ただいまから採決を行います。

最初に、議第60号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第2号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議第61号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議第62号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議第63号 有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約の変更について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議第64号 有線テレビ施設整備（伝送路第1工区）工事請負契約の変更について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議第65号 有線テレビ施設整備（伝送路第2工区）工事請負契約の変更について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。
-

- 議長（小森英明君） これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
これにて会議を閉じ、平成17年度第2回山県市議会臨時議会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午前10時58分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 小 森 英 明

10 番 議 員 後 藤 利 弘

16 番 議 員 藤 根 圓 六